

kajiwara juku

梶原塾

<http://kajiwarajuku.com>

宅建試験対策・完全合格講座

2009年版 講義用テキスト

kanzen

Copyright © 2005–2009 kajiwarajuku. All rights reserved.

2009-T01

宅建試験対策・完全合格講座
2009年版 講義用テキスト

① 権利関係法令

梶原塾

kajiwara-juku

●無権代理の効果④ …無権代理の場合に相手方ができること その3

本人A

履行請求または損害賠償請求

相手方C

←

無権代理人B

善意・無過失

- ・善意・無過失の相手方は、無権代理人に対して、**履行請求**または**損害賠償請求**を選択して行使できる
- * 相手方が履行請求を選択すると、B→C有効となる
- * 本人が追認した場合は、**請求できなくなる**
∴追認があればA→C有効に確定で問題なし
- * **無権代理人に行為能力がない場合** (ex.制限行為能力者)は、**履行請求**または**損害賠償請求**できない
∴ 制限行為能力者に効果が帰属することになるので
cf.P15

●無権代理の効果⑤ …無権代理の場合に相手方ができること その4

本人A

表見代理の主張

相手方C

←

無権代理人B

善意・無過失

A→Cの関係

A ——— C

▲

∴ A=代理権は本人の保護のために必要でも、相手方を代理権ありと誤信させた責任がある

C=Bに代理権があると誤信させるられるような特殊な事情があつてそれを信じた(取引の安全)

↓

表見代理が成立

↓

本人は、自己への**効果帰属**(A→C有効)を拒めない

↓

善意・無過失の相手方が、表見代理を主張すると**A→C有効**となる

- * 相手方Cは、**表見代理の主張をせず**、無権代理人Bの責任(履行請求または損害賠償請求)を追及することもできる (相手方ができること その3)
- * 相手方Cは、**表見代理の主張をせず**、**取消権**を行使することもできる (相手方ができること その2)

表見代理の成立する3類型	相手方が無権代理人に代理権があると誤信させるられるような特別な事情+本人の帰責性	相手方の信頼
	① 権限を与えた旨表示 したが実際には与えていない場合 ex.Bに代理人になつてもらつたと言つたのに、実際には代理権を与えていなかった場合	善意・無過失
	②代理人がその 権限外の行為 をした場合 ex.借金をする代理権しか授与されていないのに売買契約を行った ex.抵当権を設定する代理権しか授与されていないのに売買契約を行った ⇒P54 ex.賃貸借契約締結の代理権しか授与されていないのに売買契約を行った	善意・無過失 (正当な理由があるとき)
	③ 代理権の消滅後 に代理行為を行つた場合 ⇒P15 ex.本人の死亡後に代理行為を行った ex.代理人が破産手続開始の決定を受けた後に代理行為を行った	善意・無過失